



一般社団法人

神奈川県マンション管理士会会報 第63号 (2013年3月号)

www.kanagawa-mankan.or.jp

事務局

TEL: FAX 045-662-5471

e-mail:info@kanagawa-mankan.or.jp



会長ご挨拶

一般社団法人神奈川県マンション管理士会

代表理事 会長 割田 浩

平成25年度役員選挙で会長に選出されました割田浩です。未熟ではありますが精一杯努めますのでよろしくお願い申し上げます。

当会は、一般社団法人化して第3期目の平成23年度に、財務基盤強化のため収益事業に取り組むことを明確に宣言しました。具体的に収益事業とは、①業務紹介事業、②業務受託事業、③行政受託事業、の3つの事業です。これらの事業によって安定的に収益をあげることが当会にとって大変重要なこととなります。何故ならば、当会の年間予算は既に300万を超える規模に達しており、皆様から納めていただく会費だけでは不足するからであります。安定的な収益事業を展開するためには、当会を介した紹介業務や行政受託をできるだけ多くの会員に手がけていただくことが求められます。

収益事業に取り組むことになった結果、一般会計と収益事業を区分し、正規の簿記の原則にしたがって正確な会計帳簿を作成しております。さらに、収益事業には法人税等の税金がかかりますので、正確な会計処理に基づく正しい税務処理を行い、一般社団法人として恥ずかしくない納税処理を行っております。

当会は、一般社団法人化したことによって、ボランティア活動主体の任意団体から脱却すべき責務を負ったこととなります。マンション管理士の資格を得た者が研鑽の場として集まっていた時代は終わり、マンション管理士業を通して社会に貢献する時代へ移っていかねばなりません。マンションを取巻く環境は徐々にマンション管理士に対するニーズを高めてきていますので、そのような社会的なニーズに十分応えられるように会員の一人一人が切磋琢磨して準備を進めていかねばならないと考えます。

第5回定時社員総会報告

平成25年2月23日(土)午後6時20分より、かながわ県民センター402号室に於いて、第5回定時社員総会が開催されました。

定刻、司会の横山総務委員長が開会を宣言し、初めに割田代表理事会長の挨拶が行われました。続いて、議長団の選出に移り、議長に松本洋司氏、副議長に小林志保子氏、書記に駒井登氏、清水憲一氏が選ばれました。次に、総会成立の資格審査について、正会員総数128名のうち、出席者40名、議決権行使者51名、合計91名が出席しており、本社員総会は成立する旨の報告がなされました。

続いて議事に入り予定議案の審議が行われました。

《予定議案》

- 第1号議案 第4期(平成24年度)事業報告に関する件
- 第2号議案 第4期(平成24年度)収支決算報告及び監査報告に関する件
- 第3号議案 第5期(平成25年度)事業計画に関する件
- 第4号議案 第5期(平成25年度)収支予算に関する件
- 第5号議案 平成25・26年度役員選挙結果報告及び役員選任に関する件

第1号議案から各議案ごとに説明が行われ、それぞれ質問・意見を求めた後採決を行いました。いずれも満場一致により第4号議案まで、原案通り可決・承認されました。

第5号議案では、選挙結果が報告され、それを受けて15名の理事が選任・承認されました。

以上を以て議長団は解任となり、午後7時25分に総会は終了しました。

総会后開催された第5期第1回理事会に於いて、割田浩理事の代表理事会長の選任が付議・承認され、第5期活動が開始しました。



午後8時より、かながわ県民センター前TSビル B1「鮮と閑」に於いて懇親会が開催されました。

和やかに会員相互の親睦と交流を深め、9時半に一旦中締めを行いました。その後も10時頃まで懇談は続きました。(31名参加)

新役員ご紹介

第5期・第6期(平成25・26年度)役員

代表理事会長	割田 浩		
理事兼副会長	井上朝廣、重森一郎、横山修三	◎委員長、○副委員長	
総務委員会担当理事 総務担当理事(名簿) 会計担当理事 広報担当理事 IT担当理事 IT担当理事 業務支援委員会担当理事 業務支援委員会担当理事 研修企画委員会担当理事 技術支援委員会担当理事	◎横山 修三 小谷 博美 ○倉橋 裕明 小林 志保子 駒井 登 刀根 洋一 ◎井上 朝廣 ○米久保 靖二 ◎眞殿 知幸 ◎木島 義法	法務研究委員会担当理事 渉外企画委員会担当理事 渉外企画委員会担当理事 日管連担当理事 SC担当理事 監事 監事	◎鷺谷 雄作 ◎堀内 敬之 ○清水 憲一 重森 一郎 鷺谷 雄作 田中 利久雄 本告 保彦

第5期（平成25年度） 支部長	
横浜支部長	松本 洋司（暫定）
川崎支部長	刀根 洋一
相模原市支部長	田中 利久雄
県央支部長	渡辺 和道
湘南支部長	廣正 晋平
横須賀支部長	米久保 靖二
小田原支部長	清水 憲一



新会員ご紹介

平成25年1月から2月末日までに入会された2名の新会員の方々をご紹介します。

入会年月	お名前	所属委員会	所属支部
平成25年1月	渡邊 和也	技術支援・法務研究	横浜
平成25年2月	鈴木 彰	業務支援・法務研究	横浜

（敬称略）

委員会だより

総務委員会

〈総務委員長 横山修三〉

(1) 入会説明会開催中

1月11日に平成24年度マンション管理士試験の合格発表が行われ、1,498名が見事に難関を突破され合格されました。

今年も、1月27日(日)から入会説明会を実施しております。当会のホームページ「お知らせ」欄に日程等を掲載していますので、入会希望の方は是非この説明会に参加してください。また、会員のお知り合いのマンション管理士で当会に未入会の方がおられましたら、説明会に参加いただくようにおすすめください。

(2) 24年度納税完了

第5回定時社員総会で、第4期収支決算が承認されましたので、平成24年度法人税等を2月28日に納付いたしました。

(3) 25年度体制がスタート

第5回定時社員総会で、第5期事業計画の承認、平成25・26年度役員選挙により今後2年間の新役員が選出されました。

3月7日(木)18時30分から第2回理事会が開催されて、理事の役割が決定されました。会員の期待に沿うべく第5期事業計画を具体的に執行してまいります。

(4) 平成25年度年会費納付のお願い

2月末現在、数名の正会員が未納です。会員の皆様の会費で当会は運営されていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

住所・Eメールアドレス等変更届のお願い

総務委員会

住所、Eメールアドレス等を変更されましたら、速やかに事務局（事務所）にご連絡をお願い致します。特にEメールアドレスの変更を知らせていただかないと、当会（所属委員会・支部を含む。）からのメールによる連絡や案内が届きません。

なお、Eメールアドレスを届けているのに、当会からのEメールが届いていない会員の方は、その旨、Eメールアドレスと共にご連絡をください。

研修企画委員会

〈第4期研修企画委員長 松本浩明〉

1. 1～2月活動報告

(1) 勉強会

■1/27(日)：テーマは「マン管新聞を読む」。(参加者：16名)。

◇マンション管理新聞の平成24年10月15日発行(第887号)から平成25年1月5日発行(第894号)までの中から30記事(情報×13、業務研究×11、裁判・判例×6)をピックアップし松本が各記事の概要を解説した。

■2/17(日)：テーマは『判例紹介』。(参加者：17名)

◇最近のマンション関連裁判事例から「一級建築士免許取消処分等取消請求事件(最高裁判所第三小法廷平成21(行ヒ)91 平成23年06月07日)」他5件と「弁護士費用の請求に関する裁判例の状況」について眞殿 知幸 研修企画副委員長が解説した。

(2) 月例会

■1/27(日)：研修企画委員会の運営について確認。(参加者：12名)

◇月例会、勉強会の月別開催日時の確認等平成25年度の事業計画を再確認した。

	1回目	2回目	3回目	4回目
「マン管新聞を読む」	1/27(日)	4/28(日)	7/28(日)	10/27(日)
「判例紹介」	2/17(第3日)	5/26(日)	8/25(日)	11/24(日)
「業務研究」	3/24(日)	6/23(日)	9/22(日)	12/15(第3日)

■2/17(日)：研修企画委員会の運営について検討。(参加者：13名)

◇3月度の研修企画委員会主催勉強会のテーマを『「被災マンション法」の見直し要綱案』に決定し、業務研究することにした。 *被災マンション法…被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法

2. 3～4月活動予定

(1) 勉強会

■3/24(日)：「業務研究」(テーマ…「被災マンション法」の見直し要綱案)

■4/28(日)：「マン管新聞を読む」(1月15日発行～4月5日発行までの中からピックアップ予定)

(2) 月例会

■3/24(日)、4/28(日)：理事会報告、研修企画委員会の運営他

3. CPD制度関連

(1) 2/6(水)：1月度のCPD対象プログラムの履修実績を集計表に登録

(2) 3/18(月)：2月度のCPD対象プログラムの履修実績を集計表に登録予定

技術支援委員会

〈第4期技術支援委員長 井上朝廣〉

1 平成25年度第1回技術支援委員会

・1月28日(月) 18.00～20.00 士会事務所で拡大委員会として開催。

・出席者 会員19名(委員17、一般2)

・報告者 辰東エレベータ工業株式会社 笹原俊一代表取締役他

・テーマ：「マンションのエレベータ保守は独立系エレベータ保守会社に任せて大丈夫か」

・内容：シンドラー社製エレベータの事故が多発して、管理組合の中にメーカー系でない、独立系保守会社に保守を頼んで大丈夫だろうかと言う不安がくすぶっているため、独立系保守会社の一方の雄の辰東エレベータに現状についてのプレゼンテーションをお願いした。期待以上に踏み込んだ説明があり参加者一同大いに参考になった。例えば「エレベータの2012年問題」、「エレベータ業界の生涯チャンピオン制」、「シンドラーエレベータ事故の本質は標準装備のブレーキ作動検出スイッチを日本の基準に合わせるため取り外したことにある」、「1980年代まではエレベータは50年もつように作られていたが1990年以降は20年で壊れるように作られている」、「既存不適合対応の追加ブレーキはホイットニー社設計のブレーキを韓国で制作して日本のすべてのメーカーはこれを輸入して使っている」等々。また有志の独立系保守会社が事業協同組合を作り、訓練設備なども設けて顧客の不安を解消するように努めているとのこと。

2 平成25年度第2回技術支援委員会

- ・ 2月25日(月) 18.00~20.00 士会事務所で拡大委員会として開催。
- ・ 出席者 会員21名(委員16、一般5)
- ・ 報告者 エスケー化研 東京支社 営業技術チームリーダー小寺努氏他
- ・ テーマ:「マンションの塗装」
- ・ 内容:建物仕上げ材(塗料)メーカーとして、日本で53%のシェアを持つエスケー化研から塗料市場の概要、建築用塗料の基礎知識、改修工事における留意点と改修仕上げ塗装の現状、下塗り塗料(サーフェーサー)、磁器タイル外壁の補修等について説明を受け質疑応答を行った。技術支援委員会としては初めての塗料メーカーのプレゼンテーションであり、工事会社より上流の塗料供給元から直接最新の情報を得ることができた。

3 平成25年度第3回技術支援委員会

- ・ 3月25日(月) 18.00~20.00 士会事務所で拡大委員会として開催予定。
- ・ テーマ:「マンションの電力受電」
- ・ 報告者:技術支援委員会 加藤博史委員を予定

法務研究委員会

〈法務研究委員長 鷲谷雄作〉

1. 1月~2月の活動テーマと取組内容

- 1) テーマ : 団地建物所有者全員の共有名義の建物を団地共用部分に変更する場合の手順等について。
- 2) 実施日 : 2013年1月29日(出席者12名)
- 3) 講師 : 眞殿知幸会員
- 4) 勉強会の内容概要
団地建物所有者全員の共有名義で登記している附属建物を団地共用部分に変更する場合には、所要の規約改訂を経たのち、第三者への対抗力を得るため、当該建物につき団地共用部分たる旨の登記をしなければならないが、一般的には、その手続に関しても、団地建物所有者全員の名義において進める必要があるとされている。今回眞殿会員が公表されている文献類を調査し、団地管理者(管理組合理事長)又は団地建物所有者の一人が「団地共用部分たる旨の登記を申請することが可能」であるとの簡便な方式についての論述を発見して、その紹介とそれに基づく私見を報告されました。
- 5) 誰が「団地規約共有部分たる旨の登記」の申請が出来るか
管理者(理事長)(区分所有法26条1項又は2項の職務)または各区分所有者(同法18条1項ただし書きの保存行為)が申請者となれる旨の説が紹介されました。
- 6) 適用事例
今回報告者は、「団地全員の共有名義で登記している附属建物を団地規約共有部分に変更する場合」について、主として法務省関係部署職員の編集した文献をもとに上述の管理者又は区分所有者の一部による手続を紹介したが、残念ながら実際に適用した事例は報告が無く、今後、その面の確認が必要と考えます。
- 7) 今後実務展開した場合の懸念
報告者の調査で、簡便な方法の可能性を主張する者の存在については承知できたものの、その論に基づいて実際に登記申請をする場合に、円滑には進まないことが十分想定される。それは、上述の説がまだ少数説であることが予想されるうえ、仮に多数説であるとしても、末端の窓口までその考えが浸透していないものと思われる。したがって、当委員会としては、今後も更にこの説の推移を見極めるとともに、法務局レベルでの聞き取り調査を行って、この簡便な方法の可能性について現実的な運用の可否について検討していきたい。
- 8) 補足事項
以上の勉強会以後 小林志保子会員が実際に法務局を訪ねて眞殿知幸会員の論説通りの実現性の有無を調査して下さいました。結果は可能との感触が得られたので、この内容は、次回の法務研究委員会で、更に発表をお願いする予定です。法務研究委員会の研究成果として「団地建物所有者全員の共有名義で登記している附属建物を団地共用部分に変更する」国内第1号が神奈川県士会会員の誰かが成し遂げる事を期待しております(マンション管理士の社会的地位の向上に貢献出来ます)。

2. 3月~4月の活動テーマと取組内容計画

研究委員会としては、前項の勉強会の補足事項として小林志保子会員から、法務局での確認調査状況の

報告して頂きます。更に次の3テーマを取り上げる計画です。

- 1) 民事訴訟法、民事執行法、民事調停法、財産開示制度等の民法関連の周辺法律・制度の勉強について、このテーマについては会員でもある小川先生（弁護士）へ講師を依頼する事で、本人の内諾を受けております。このテーマについては、拡大法務研究委員会として実施したいと考えます。訴訟を提起する前にマンション管理士としてどんな準備をするべきかを含め解説頂く予定です。
- 2) 高圧受電反対者への59条競売迄の経過（以前この内容の紹介は研修企画委員会でも行いましたが）を当時の役員を講師に招きその体験報告会を開催したい（本人の了解が得られました）
このテーマについては、高圧受電反対者への59条競売迄の経過と、その判例の法的検証の2回に亘って実施致します。
- 3) 複合型マンションで店舗を住宅に改装して居住出来るか
又は居住部分をルームシェアリングとして賃貸に出来るか、法律・規約の定めとの関係はどうなっているか、過去の判例では、住宅を店舗に改装した事によるトラブルが主だったが、今回取上げる事例は、店舗を住宅へ改装する事が出来るかです。ここで紹介する内容は店舗を住宅へ改装して居住する事は出来ないとの判例結果ですが、条件が整えば変更し居住が出来るようになるのか、その場合の条件とは何か、事例から、区分所有法、規約の関係を皆様と一緒に学び・検証し勉強したいと考えます。

新シリーズ「技術用語解説」第11回

「POG契約」と「フルメンテナンス契約」

エレベータの保守契約にはPOG契約とフルメンテナンス（FM）契約があります。これはすでに良く知られてはいますが、同じPOG契約でも保守業者によっては微妙にその中身に違いがあるようです。基本に立ち戻ってこの2つの契約方式にはどのような利害得失があるのか、どのように使い分けるべきなのかを整理して違いを認識しておきましょう。

1. POG (Parts Oil Grease) 契約

消耗品以外の部品は必要な都度別途費用を清算する保守契約方式です。基本的には定期点検時に清掃、給油、点検、手入れ、一部の分解再組立、試験調整を行う人件費が主体の契約です。これらの作業に伴う消耗品は保守業者が契約の範囲内で供給しますが、何か異常が見つかったときの個別の修理代、部品代は別途請求されます。消耗品の範囲で各業者に微妙な違いがあるようですが、一般的には次のものはPOG契約に含まれていると考えても良いでしょう。（1）電球や蛍光灯等の管球類 （2）ボルト、ナット、ワッシャー類 （3）ヒューズ類 （4）リレー接点類 （5）潤滑油 （6）グリース類。

POG契約は法律や規格で正確に定義されたものではありません。各保守業者によって消耗品の範囲に微妙な差が出てトラブルの原因ともなりかねません。契約書案が提出された時点でよくチェックし、消耗品の範囲を明確にするようアドバイスすることはマンション管理士の重要な責務の一つです。

3. どのように選択すべきか

- ・安心を求めるならFM契約、経済性を追求するならPOG契約。
- ・新設後10年程度は初期故障を除けば故障が少ないのでPOG契約がユーザー側に有利。
- ・10年以上経過すると故障が増えてくるのでFM契約が有利。
- ・しかしメーカー系保守会社はPOG契約からFM契約への10年後の切り替えは一般には拒否。
- ・管理会社の中には保守会社とPOG契約を結び、組合とはFM契約として差額を享受しているところもあるとのこと。

2. フルメンテナンス (FM) 契約

定期点検に加えて通常運転時において発生する故障にも対応し、自然劣化、摩耗などに伴う部品の交換費用も含む、言わば「おまかせ契約」です。保険的な要素も含まれますので、ユーザーは任せきりで安心していられると言うのがセールスポイントになっています。当然のことながらその分費用は高くなります。フルメンテナンスとは言っても契約に含まれる部品の範囲については当然限度があります。大形の部品、主電動機や電動発電機、制御盤全体、車室等の交換は一般には除外されます。ここでも保守業者によってこれらの範囲は微妙に変わってきますので、契約書に何が除外され、何が入っているのかは事前に慎重にチェックし、管理組合にアドバイスしたいものです。

支部だより

相模原市支部

〈支部長 田中利久雄〉

1. 県央・相模原市両支部合同例会
オダサガ会場（午後6時開始）＝4月2日・8月6日・12月3日
厚木労働福祉センター会場（午後6時開始）＝6月4日・10月1日
2. 無料相談会
市民会館会場（午後1時開始）＝3月10日・4月14日
オダサガ会場（午後6時開始）＝5月12日
オダサガ会場（午後1時開始）＝6月15日・7月13日・8月11日・9月8日
・10月13日・11月10日・12月8日

湘南支部

〈事務局担当 本告保彦〉

1月期支部会の開催

- (1) 日時 平成25年1月16日 18:00～20:00
- (2) 場所 藤沢市活動推進センター
- (3) 参加者 支部員15名中 8名
- (4) 議題 支部員名簿の確認

今年度の支部会の運営について
担当4市の無料相談会スケジュール
ほか

なお、支部会運営については次回に支部各員の提案を募り、検討を加えることにしました。

小田原支部

〈支部長 清水憲一〉

1. 1月～2月の活動報告
支部例会を2月9日に開催しました。
小田原市無料相談会を1月18日、2月8日に行われました。
2. 3月～4月の活動予定
小田原市相談会は、3月8日（金）、4月12日（金）に開催する予定です。
支部例会は、4月20日（土）に開催する予定です。

サポートセンターだより

〈事務局 割田 浩〉

今後のスケジュール

●座長会議の開催

- 1) 日時：3月18日（月）18:30～ 場所：労働プラザ1・2号会議室
- 2) 議題：①支部の会計監査 18:00～
②24年度事業報告について ③24年度決算見込みについて
④25年度本部・事務局の新年度体制について
⑤25年度SC相談員配置表
⑥25年度SC事業発足会議について

●平成25年度SC事業発足会議

- 1) 日時：3月27日（水）18:30～ 場所：労働プラザ5・6・7会議室

- 2) 受付：18：00～ 会費納入、個人情報保護誓約書署名、相談員証授与（返還）
- 3) 議題：①24年度事業報告、25年度事業計画
②本部・事務局役員の役割分担
③24年度決算報告・監査報告、25年度予算
④SC事業及びYSC概要のオリエンテーション
⑤横浜市マンション支援事業及び個人情報保護について

関連機関・団体ニュース

日管連報告

〈日管連担当理事 重森一郎〉

1. 実務研修会の報告
2月11日(月)開催の実務研修会が東京・水道橋の住宅金融支援機構「すまい・るホール」で行われ、特に外部講師のレビン・小林久子九州大学法科大学院教授の「ぶつかり合っても仲良くいられる方法～マンションのスムーズな合意形成のスキルとしてのADR」は好評でした。
出席者は143名、当士会からの出席者は9名でした。
2. 組織体制整備検討委員会の報告
倫理規程改正案のパブリックコメント募集が2月15日に締め切られ、12団体からコメントが寄せられました。今後、寄せられた皆様からの貴重なご意見に基づき倫理規程改正案をまとめる予定です。
3. ADR検討委員会の活動について
実際に調停を行うために必要な資格取得のための研修について具体的検討に入っています。
なお、法務省の認証取得に向けての折衝は継続して行っております。
4. 行政政策検討委員会について
1月20日に行われた合同研修会で発表された「行政政策調査」の調査結果を精査・検討し、今後の地方自治体の行政政策の推進のための資料としてまとめることを目的とした「行政政策検討委員会」が3月中にスタートし、月1～2回程度の会合をもって、8月頃までに調査結果をまとめる予定です。
5. その他
本年7月に施行予定の「豊島区マンション管理推進条例」についてのシンポジウムが3月25日に豊島区主催で行われる予定で、このシンポジウムに日管連も参加の予定です。
本件についての詳細は豊島区のホームページをご覧ください。

「マンションみらいネット」普及促進プロジェクトチームの抱負

〈普及促進プロジェクトリーダー 渡辺和道〉

マンションみらいネットは管理組合によるマンションの適切な維持管理の促進を図ることを目的として平成18年7月に現在のAコースが誕生し、平成22年4月には重要書類や竣工図面等の図書を電子化し蓄積することを重点に置いたBコースが新たに設けられました。しかし加入状況は平成24年11月末現在A・Bコース双方合わせて全国で415管理組合（神奈川県内は30管理組合）と開設当初からほとんど伸びておりません。そこで契約元である（財）マンション管理センターは（一社）日本マンション管理士会連合会及びその会員会と連携し、マンションみらいネット普及促進事業を首都圏内一都四県で試みることにしました。当会もその協力団体として協力することになり、会員から普及促進プロジェクトメンバーを募りそれに賛同した4名が応募しました。理事会におきまして普及促進プロジェクトチームの位置や普及方法等数回議論させていただきました。その結果、成約に至った成功報酬の内の一部をいただくこととなり、メンバー4人がどのような方策が有効か打合せをしながらマンションみらいネットの普及活動をするようになりました。期間は今年の12月末まで（延長も考えられる）ですので、とりあえずメンバー4人で4件の成約を努力目標としたいと思います。理事会はじめ会員皆様の暖かいご指導とご声援よろしく願いいたします。

3月・4月の相談会のご案内

《3月～4月の無料マンション管理相談会のご案内》

当会が主催する相談会、または行政が主催する相談会に当会から相談員を派遣している相談会をご案内します。マンション管理でお困りのことがありましたら、お気軽に各地の相談会にお出かけ下さい。マンション管理士がご相談に応じます。

横浜市	日時: 毎週火曜日(3月5日、3月12日、3月19日、3月26日、 4月2日、4月9日、4月16日、4月23日、4月30日)13:00～16:00 場所: 一般社団法人神奈川県マンション管理士会 事務所 事前に予約を入れてください。
川崎市	日時: 4月20日(土) 18時～ 場所: てくのかわさき第4研修室 セミナーの後に無料相談会が開催されます。 テーマ: 独立系エレベーターについて 主催は川崎市マンション管理士会連合会です 詳細はブログ参照願います。 http://ksmkr.exblog.jp/ 日時: 4月21日(日) 14:00～16:00 場所: 支部長事務所(武蔵小杉) 事前に予約を入れてください。 川崎支部長刀根 : 070-5597-9198 詳細はブログ http://kmkawasaki.exblog.jp でご確認ください。
相模原市	日時: 3月10日(日)、4月14日(日) 13:00～17:00 場所: 中央区市民会館 事前に予約を入れてください。当会相模原市支部 TEL: 046-256-2683(電話&FAX)
海老名市	日時: 3月26日(火)、4月23日(火) 13:00～16:00 場所: 海老名市役所会議室 原則予約が必要です。 住宅公園課(当日でも受付可) TEL: 046-235-9606
厚木市	日時: 4月17日(水)、13:00～16:00 場所: 厚木市役所本庁舎1F 事前に予約をいれてください。 住宅課 TEL: 046-225-2330
座間市	日時: 3月8日(金)、4月12日(金) 13:30～16:30 場所: 座間市庁舎1F広聴相談室 事前に予約を入れてください。 広聴相談課 TEL: 046-252-8218
秦野市	日時: 3月25日(月)、4月22日(月) 場所: 秦野市東海大学前連絡所相談室 原則予約が必要です。 広聴相談課 (当日でも受付可) TEL: 0463-82-5128
藤沢市	日時: 3月22日(金)、4月26日(金) 13:00～16:00 場所: 藤沢市役所 事前に予約を入れてください。 市民相談センター TEL: 0466-50-3568
茅ヶ崎市	日時: 3月8日(金)、4月12日(金) 13:00～16:00 場所: 茅ヶ崎市役所 事前に予約を入れてください。 市民相談課 TEL: 0466-82-1111
鎌倉市	日時: 3月7日(木)、4月4日(木)、13:00～16:00 場所: 鎌倉市役所市民相談室 TEL: 0467-23-3000

平塚市	日時:3月25日(月)、4月22日(月)13:00~16:00 事前に予約を入れてください。 市民相談課	場所:平塚市役所 TEL:0463-23-1111
横須賀市	日時:3月2日(土)14:00~17:00 事前に予約を入れてください。	場所:勤労福祉会館部ヴェルクよこすか 横須賀支部長米久保(ヨネクボ):080-3150-9347
逗子市	日時:3月25日(月)、4月22日(月)14:00~16:00 事前に予約を入れてください。 生活安全課	場所:逗子市役所5階会議室 TEL:046-873-1111(内線276)
小田原市	日時:3月8日(金)、4月12日(金)13:30~16:30 事前に予約を入れてください。 市街地整備課	場所:小田原市役所市民相談室 TEL:0465-33-1302(内線592)

編集後記



この冬は殊の外寒さが厳しく北国では暴風雪による被害が度々報道されましたが、3月5日の啓蟄を迎えると一気に春めいて来ました。今年の桜の開花予想は3月23日頃で平年より少し早く、一足早い

河津桜は今が見頃とのこと。凍てる中でも、春の準備は着々と進められていたようです。

さて、当会は定時社員総会が無事終了し第5期がスタートしました。今後変容してゆく社会の中で、マンション管理士へのニーズは益々高まることが予想されています。其の要請に応えるべく会員一同力を合わせ、社会に多く貢献できる専門家集団として進んでゆきます。

画布煙る 丹沢山系 浅き春

(小林 記)

発行者:一般社団法人神奈川県マンション管理士会
編集者:総務委員会 広報担当 小林志保子
設立:2002年12月1日
会長:割田浩

事務所:〒231-0028 横浜市中区翁町 1-5-14
新見翁(シンミオキナ)ビル3階
電話&FAX 045-662-5471
e-mail:info@kanagawa-mankan.or.jp
<http://kanagawa-mankan.or.jp>